

◆市・県民税「特別徴収」の納税通知書を発送します

個人住民税の納税は特別徴収で!

【問い合わせ】課税課

☎22-9613 FAX22-9618

事業所などに勤務している人の個人住民税(市・県民税)は、所得税と同様に原則として、事業主が給与から徴収した上で、従業員に代わって市町村に納入していただくこととなっています。パートやアルバイトなどの人も原則、特別徴収(給与天引き)です。特別徴収されていない場合は、事業主に確認してください。

■従業員のメリット

○金融機関などで納税していただく手間を省くことができます。

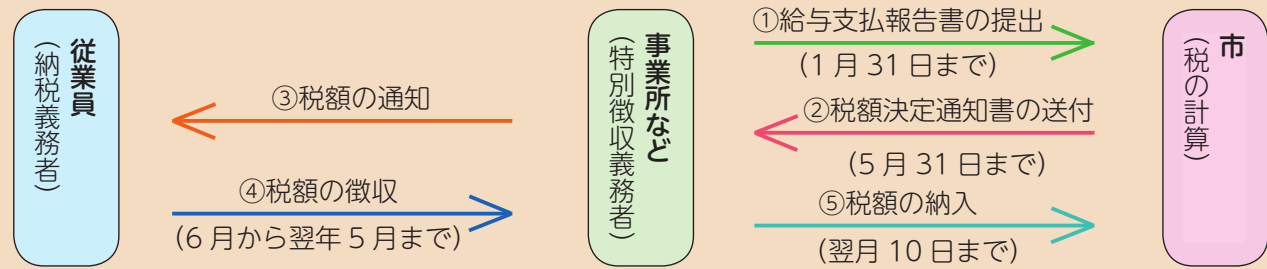
○普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回(6月から翌年5月まで)のため、1回あたりの負担が少なく済みます。

■事業所などのメリット

○所得税のように、税額の計算や年末調整の必要がありません。

○従業員が常時10人未満の場合は、市長の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができます。

【特別徴収による納税のしくみ】



※事業所などへの税額決定通知書の送付は、5月中旬を予定しています。事業主の皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ】 ○課税課 ☎22-9613 FAX22-9618 ○三重県総務部税収確保課 ☎059-224-2131

お知らせ 下水道などを使用している家庭の皆さんへ

公共下水道・農業集落排水処理施設・青山地域の公共設置型浄化槽を使用している家庭で、次に該当する場合は、必ず届け出てください。

水道の開閉栓とは連動していませんので、別で届け出てください。

①転出(転居)・転入・死亡・出生・就学・長期出張などで、使用人数に変更があったとき

※ゆめが丘の公共下水道・青山地域の公共設置型浄化槽の使用者については、使用人数に変更が生じても届け出の必要はありません。

②死亡などにより使用者が変わったとき

③排水設備の使用を休止・開始するとき

※①～③の届出用紙は、上下水道部営業課・各支所住民福祉課にあります。

【問い合わせ】 上下水道部営業課 ☎24-0003 FAX24-0006

お知らせ 浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設で、浄化槽法で次のことが義務づけられています。

①保守点検(浄化槽の機能が良好な状態で維持されているかを確認する点検)⇒20人槽までの浄化槽は年3～4回の実施

②清掃(槽内にたまった汚泥の引き出し・機器類の洗浄・清掃を行う作業)⇒年1回以上の実施

③法定検査【定期検査:11条検査】(浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査)⇒年1回の点検

※法定検査は、県知事の指定を受けた(一)三重県水質検査センターが実施。同センターから対象となる各家庭へ受検案内をお送りします。

【問い合わせ】

(一)三重県水質検査センター ☎059-213-0707
上下水道部営業課 ☎24-0003 FAX24-0006

お知らせ 防災行政無線の試験放送

「全国瞬時警報システム(Jアラート)」の試験のため、市内一斉に試験放送をしますので、ご理解をお願いします。

【とき】 5月16日(水) 午前11時

【放送内容】 チャイムのあとに次の音声流れます。

「これはJアラートのテストです。」×3
「こちらは広報伊賀です。」

【問い合わせ】 総合危機管理課

☎22-9640 FAX24-0444

今月の納税

●納期限 5月31日(木)

納期限内に納めましょう
軽自動車税(全期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

お知らせ 文化交流課の窓口が移転しました

文化交流課は芭蕉翁記念館（上野公園内）に移転しましたのでお知らせします。

【問い合わせ】

文化交流課
☎ 22-9621 FAX 22-9619

催し いがまち人権パネル展

【とき】

5月8日(火)～24日(木)
午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く
※10日(木)・17日(木)は午後7時30分まで延長して開館します。
※12日(土)は午前9時から午後3時30分まで開館します。

【ところ】

いがまち人権センター

【内容】

「LGBTってなに？」

【問い合わせ】

いがまち人権センター
☎ 45-4482
FAX 45-9130



催し 寺田市民館 「じんけん」 パネル展

【とき】

①5月1日(火)～30日(火)
②6月1日(金)～28日(木)
いずれも午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

①寺田教育集会所 第1学習室
②大山田農村環境改善センター 1階ロビー

【内容】

「笑顔で暮らしたい、この街で～犯罪をめぐる人びとの人権～」
犯罪被害者の現状と支援の歩み、刑を終えた人などの人権問題について学び、課題解決について考えましょう。

【問い合わせ】

①寺田市民館
☎/FAX 23-8728
②人権政策課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

お知らせ 救急車の適正利用にご協力ください

昨年の伊賀市内の救急件数は4,809件で、1日平均約13件、救急車が出動したことになります。

救急要請の中には、症状に緊急性がなくても、「どこの病院に行けばよいかわからない」「便利だから」と救急車を呼ぶ人がいます。また、「平日休めない」「日中は用事がある」などの理由で、救急外来を夜間や休日に受診する人もいます。

救急件数が多くなると遠くの救急隊が出動する確率が高くなるため、現場への到着時間が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。

受診可能な病院がわからない場合は、三重県救急医療情報センター(059-229-1199)に、判断に迷ったときは伊賀市救急健康相談ダイヤル24(0120-4199-22)に確認してください。

【問い合わせ】 消防本部消防救急課

☎ 24-9116 FAX 24-9111

お知らせ 軽自動車税の納税通知書をご確認ください

対象となる人に軽自動車税の納税通知書を発送しましたので、納期限までに納付してください。

金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

【納期限】 5月31日(木)

※軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車などを所有する人に課税します。

※軽自動車を廃車・名義変更または住所変更をしたときは手続きが必要です。

※年度の途中で廃車・名義変更をしても税の払い戻しはありません。

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

伊賀の「いいね!」がいっぱい

☆☆ facebook

伊賀市 公式フェイスブックページ

2次元コード ▶

伊賀市の人口・世帯数
(平成30年3月31日現在)

人口 92,460人
(男) 45,207人
(女) 47,253人

世帯数 39,951世帯

お知らせ 赤十字活動資金にご協力ください

～5月は活動資金募集月間です～

日本赤十字社は、皆さんからの資金によって支えられ、県内では次のような活動をしています。

皆さんのご賛同とご協力をお願いします。

- 災害発生時の罹災者への支援活動
- 万が一の事故や急病に備え、健康で安全に生活するための救急法や防災などの各種講演会の開催
- 献血の受付・血液の24時間医療機関配送など

《平成29年度伊賀市地区活動資金受入額》9,904,205円

※日本赤十字社三重県支部へ全額送金しました。

【問い合わせ】

医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ 伊賀市防災訓練

災害に強い地域づくりをめざして

昨年度、三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練を開催し、これを機に、市では、今年度から11月の第1日曜日を「伊賀市防災訓練の日」として毎年行います。自ら考え、参加することで、大規模災害に備える防災意識を高める機会となりますので、ぜひご参加ください。

※今年度は、11月4日(日)に開催する予定です。

※訓練内容は未定ですが、各住民自治協議会・各自治会・消防団・自主防災組織で訓練内容を検討していただき、市と連携した訓練を開催します。

【問い合わせ】

総合危機管理課
☎ 22-9640
FAX 24-0444

